

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊運免第110号

令和3年3月11日

初心運転者標識の表示義務に関する規定の見直しに関する留意事項について（通達）
令和2年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）のうち、同年12月1日から施行された初心運転者標識の表示義務に関する改正規定の趣旨、内容等については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和2年11月27日付け熊交企第483号。以下「県通達」という。）のとおりである。このうち、初心運転者標識の表示義務が免除される者に係る運転免許証については、同年12月1日から下記のとおり備考欄への記載により運用しているところであるが、初心運転者標識表示義務違反に係る交通指導取締りに際しては、運転免許証の裏面確認及び必要な照会を確実に実施し、初心者表示義務の免除事由に該当していないかを確認するなど対応に誤りがないようにされたい。

なお、本通達で用いる用語の意義は、県通達の定めるところによる。

記

- 1 初心運転者標識の表示義務が免除される者に係る運転免許証の備考欄への記載内容
 - (1) 令和2年12月1日以後に準中型免許を受けた者（以下「施行後準中型取得者」という。）で、準中型自動車又は普通自動車のいずれかを運転する場合も初心運転者標識の表示義務が免除されるもの（法第71条の5第1項又は令第26条の4第1項に規定する免除事由及び同条第2項に規定する免除事由に該当する者）については、運転免許課において、運転免許証の備考欄に「初心者標識免除（準中・普通）」と記載している。
 - (2) 施行後準中型取得者又は普通自動車免許を受けた者で、普通自動車を運転する場合の初心運転者標識の表示義務が免除されるもの（令第26条の4第2項に規定する免除事由に該当する者）（上記(1)に該当する者は除く。）については、運転免許課において、運転免許証の備考欄に「初心者標識免除（普通）」と記載している。

2 交通指導取締りにおける留意事項

初心運転者標識の表示義務の有無及び対象となる自動車の種類については、準中型免許又は普通免許の取得日や保有歴、運転免許の効力が停止されていた期間等によって異なるところ、これらは運転免許証に記載されている事項（備考欄に記載されている事項を含む。）のみから判断することはできないことから、初心運転者標識表示義務違反に係る交通指導取締りに当たっては、各種照会により免除事由に該当していないかを確認するなどして対応に誤りがないよう注意すること。